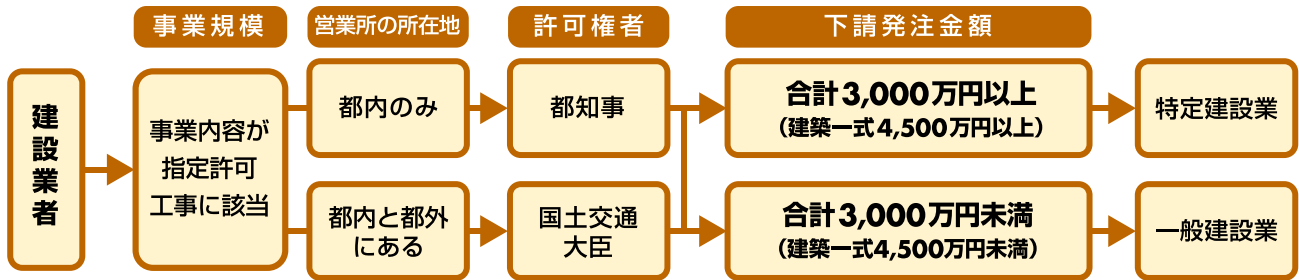


21 建設業許可・廃棄物処理

許可区分の判断基準

許可区分は事業規模により知事と大臣許可があります。下請への発注規模により特定と一般建設業があります。



建設業許可

許可の必要な方

一般建設業の許可は、元請・下請けにかかわらず建築一式以外の工事で1件の請負工事金額が500万円以上の工事(建築一式工事では1件につき請負代金が1500万円以上または150㎡以上の工事)を請け負う場合に受けていなければなりません。

東京土建では、建設業許可のご相談にもなっています。

許可申請の区分

- 1) 都内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする者は、東京都知事の許可。
- 2) 他の都道府県にも営業所を設けて建設業を営もうとする者は、国交大臣の許可を受けなければなりません。

許可の要件

建設業許可では主に次のような条件が必要です。①経營業務の管理責任者が常勤していること(1業種5年以上・複数業種7年以上)、②専任技術者が営業所ごとに常勤していること、③請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していることなど、厳しい基準を満たし、それを証明する必要があります。また、専任の技術者は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、(イ)10年以上の実務経験を有する者、(ロ)主に国が指定する資格を有している者など、要件が詳細に分類されており、常勤性とあわせ証明することになります。

産業廃棄物

産業廃棄物を処理するには①解体、収集運搬、中間処分業者・最終処分業者との基本契約書、②マニフェストカードの発行による適正処理施設への処理が必要です。

産業廃棄物 収集運搬車



産廃収集運搬車の
プレート(見本)

なお、産業廃棄物運搬の時、自己運搬の場合でも車両の両側に「収集運搬車」の表示と規定書類の搭載が義務づけられています。マグネットプレートや書類については各支部にお申し込みください。

解体工事業者登録

解体工事を業としておこなう場合、解体工事業者登録が義務付けられています。解体工事を依頼する工務店もこの登録が必要です。登録しないと解体工事の規模の大・小(金額)に関わらず解体工事ができなくなりました。

ただし、建設業許可で建築、とび・土工、土木工事の許可を持っている事業所は必要ありません。東京だけでなく、千葉・埼玉・神奈川も組合にご相談ください。

電気工事登録・建築士事務所登録・入札等

その他いろいろとご相談ください。